

令和7年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和7年12月2日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第64号 尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の
制定について
- 日程第 4 議案第65号 尾鷲市駐車場条例の制定について
- 日程第 5 議案第66号 尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第67号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 7 議案第68号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第69号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 9 議案第70号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
について
- 日程第10 議案第71号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第11 議案第72号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例等の一部改正につ
いて
- 日程第12 議案第73号 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議
決について
- 日程第13 議案第74号 令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第3号）の議決について
- 日程第14 議案第75号 令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）
の議決について
- 日程第15 議案第76号 令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について
（提案説明、審議留保）

日程第16 議案第77号 尾鷲市教育委員会教育長の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第22 報告第14号 専決処分事項の承認について(令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号))

(報告、質疑、討論、採決)

○出席議員(10名)

1番 小川公明議員	2番 西川守哉議員
3番 野田憲司議員	4番 入田真嘉議員
5番 佐々木康次議員	6番 中井勇氣議員
7番 南靖久議員	8番 仲明議員
9番 中村文子議員	10番 西野雄樹議員

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	加藤千速君
副市 長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	小川隆子君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	後藤健太郎君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君
福祉保健課参事	丸田智則君
環境課長	山本容孝君

商 工 観 光 課 長
 水 産 農 林 課 長
 水 産 農 林 課 参 事
 建 設 課 長
 建 設 課 参 事
 水 道 部 長
 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
 教 育 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監
 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長

濱 田 一 多 朗 君
 芝 山 有 朋 君
 千 種 正 則 君
 塩 津 敦 史 君
 上 村 元 樹 君
 神 保 崇 君
 竹 平 專 作 君
 高 濱 宏 之 君
 田 中 利 保 君
 柳 田 幸 嗣 君
 世 古 基 次 君
 渡 邊 史 次 君
 民 部 俊 治 君
 北 村 英 之 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
 事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
 濱 野 敏 明
 世 古 紋 加

〔開会 午前10時01分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより令和7年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和7年第4回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」をはじめとする議案14件と、報告第14号「専決処分事項の承認について」を提出させていただきます。

何とぞよろしく御審議をいただき御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、7番、南靖久議員は、後刻出席の旨、通告がございました。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、中井勇氣議員、7番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条

例の制定について」から日程第15、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和7年第4回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様への深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

本構想につきましては、平成30年8月の「おわせSEAモデル協議会」の設立から7年が経過しております。

令和元年5月より開始された中部電力尾鷲三田火力発電所の撤去工事においては、発電所や燃料基地の解体をはじめ、様々な工事が長きにわたって進められてきましたが、本年9月30日、最後に行われた揚油栈橋の撤去をもって完了した旨、報告を受けております。

今後につきましても、現在施工中である中部電力の南門橋梁建設工事との調整を図りつつ、国市浜公園整備事業を行うとともに、企業誘致に全身全霊で取り組み、「SEAモデル構想」の実現を果たしてまいりたいと存じます。

その中で、今回は企業誘致を目指している陸上養殖事業の進捗状況について報告いたします。

去る10月6日、私自ら、燃料第1ヤードにおいて、バナメイエビの陸上養殖を目指すADジャパン株式会社の親会社であるADグループのトップと、膝を突き合わせて面談する場を持ちました。面談において、先方より本市での陸上養殖事業の進捗を伺うとともに、こちらからも要望事項をしっかりと伝えてまいりました。

初めに、ADグループとして、日本国外において取り組むサウジアラビア及び韓国でのバナメイエビ養殖工場建設の進捗状況に関する説明があり、現地における養殖場建設工事の映像を交えた概要説明を受け、国外事業においても、着実に順調に進んでいる状況であることを確認しております。

そして、肝心な本市における事業の進捗につきましては、最優先事項として、

資金の調達に注力しており、国内大手金融機関など、複数の企業との協議を進めている状況であること、さらには、事業を進展させるための日本国内での体制構築にも着手し、事業責任者の採用に向け、候補者選定を行っている段階であると伺いました。

加えて、これらの取組と同時進行で、事業候補用地の土地所有者である中部電力株式会社との協議も、鋭意進めているところであると伺っております。

また、私からも、本市への事業進出により、地域産業への波及効果や安定した雇用拡大が期待されることから、市内の事業者との連携、協力体制の構築をお願いしてまいりました。

先方からは、本地域の水産関係事業者のみならず、地元就職を希望する方の採用なども含め、関係者への説明会を行う考えがあることを伺い、地域との連携・協業をしっかりと認識していただいております。

最後に、本市からの要望事項を着実に事業へ結びつけていただくことを目的に、次回もトップ同士による継続協議も約束してまいりました。

今後も引き続き尾鷲商工会議所との連携を図りながら、地域の声をしっかりと事業者側へ届け、企業誘致の成立に向けた取組を進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、紀北地域における唯一の公立病院として、長年にわたり、医療圏である本市と紀北町の住民の皆様の命と健康を守り、安全安心な暮らしを支えてきております。

一方で、当院を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況下にあります。

収益面において、入院患者の減少に伴い、医業収益が大幅に落ち込んでおります。

この要因は、医療人口の減少はもとより、病院の患者の受入れ、特に看護師不足により、その体制が十分整っていないことによるものです。

また、費用面におきましても、相次ぐ物価の高騰や人件費の上昇により、経営を圧迫する要因になっております。

以上のとおり、収益減、費用増といったダブルパンチで、大幅な赤字を計上する結果となっております。

そういった中、24時間365日の救急医療を堅持し、今後も医療提供体制を維持していくためには、経営の強化は最も重要であり、院内において、病院長を筆頭に本格的な経営改善に取り組むべく、絶えず協議を重ねるとともに、私自身

も何度も事務局と協議を重ねてまいりました。

その取組内容は、尾鷲総合病院運営懇話会でお示しし、委員の皆様からの御意見も踏まえ、短期的な取組と中期的な取組に分け、経営改善を職員一丸となって取り組んでいるところであります。

このような公立病院の経営状況は、当院だけではなく、全国各地の公立病院が経営危機に瀕しており、交付税による財政措置や現行の入院基本料水準では、地域における医療提供体制の維持が非常に困難な状況となっております。

このことから、市長会をはじめ、日本病院会や各関係団体において、診療報酬改定による入院基本料の引上げや緊急的な財政支援など、病院の存続と地域医療の継続のための要望活動を実施しており、全国自治体病院開設者協議会からも、臨時的な診療報酬の改定や補助金、交付金等による緊急的財政支援を強く求める要望書を国へ提出しております。

今回、国において、地域診療体制維持に向け、補正予算で支援する考えが示されましたが、いずれにしましても、この経営状況を改善させ、救急医療を必ず維持、存続させた上で、今後、地域における医療需要を検証し、将来に向けた尾鷲総合病院が担う医療機能と役割をお示した上で、持続可能な地域医療の提供に努めてまいります。

次に、商工観光関係の関係イベントについてであります。

1月1日に、本市において初めての試みとなる、JR東海による尾鷲イタダキ市行きの夜行列車が運行されました。

尾鷲駅のホームでは、市民の皆さんをはじめ、多くの方が手旗を持ってお出迎えし、また、地元有志の皆さんが尾鷲節太鼓を披露するなど、本市への来訪を歓迎いたしました。

また、商工会議所や尾鷲観光物産協会など、関係団体と連携し、イタダキ市会場で、「朝ごはんスペシャル」と題した朝御飯メニューの提供、夢古道の湯では朝風呂、岩屋堂ツアー、かつおぶし削り体験など、「尾鷲滞在型メニュー」で、おもてなしをいたしました。参加者の皆様には、短時間の滞在ではありましたが、大変喜んでいただきました。

また、同月10日には、38回目となる「全国尾鷲節コンクール」を開催いたしました。

当日はあいにくの雨となりましたが、1都1府11県から90名の皆さんに御参加いただき、「尾鷲節日本一」を目指し、日頃の練習の成果を競っていただき

ました。

また、同日には、JR東海による「さわやかウォーキング」や尾鷲港産地協議会主催の「おわせ魚まつり」も開催され、これら複数イベントを連携させる「スタンプラリー」により、集客増加の相乗効果も表れました。

さらに、14日から16日までの3日間、20回の記念大会となる「おわせ海・山ツアーウォーク」を開催し、市内外から、延べ700名を超える多くの皆様に御参加いただき、周年事業として大いににぎわいました。

これもひとえに、実行委員会の皆様をはじめ、御支援をいただきました企業、団体の皆様、関係機関やボランティアスタッフの皆様の御尽力と御協力によるものであります。改めて皆様に敬意を表し、この場をお借りし、深く感謝を申し上げます。

そして、12月1日から、いよいよ本市の4大イベントの掉尾を飾る尾鷲市観光釣協会主催の「尾鷲磯釣り大会」が始まりました。

今回の大会は、来年2月末までのロングラン形式で開催され、豪華な商品も用意されていると伺っておりますので、ぜひ多くの皆様に御参加いただき、尾鷲の海を舞台にした熱き戦いを繰り広げていただきたいと思います。

次に、組織機構の見直しについてであります。

本市では、これまで効率的な行政運営を行いつつ、時代に適応した行政ニーズに対応できる組織体制の下、令和4年度を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」において、「経済の活性化」、「財政の健全化」、「教育環境の整備や子育て支援体制の充実」、「高齢者にやさしいまちづくりの推進」、「尾鷲総合病院の診療体制の充実」、「ゼロカーボンシティの推進」など、様々な施策を全庁的に推進してまいりました。

今後も引き続き、その施策や計画を深く掘り下げ、実行してまいります。

さらに、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への公式野球場の建設や企業誘致、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化、津波避難タワー、広域ごみ処理施設の建設など、現在、10項目にわたる大型事業を推し進めているところであります。

このような中、重点施策をより加速化させ、様々な課題に対し積極果敢に取り組むため、来年度から組織機構の見直しを実施し、事務執行体制を整えてまいります。

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第64号から報告第14号までの15件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の新規制定議案が2件、条例の一部改正議案が7件、補正予算に関する議案が4件、その他の議案が1件の合計14議案及び報告が1件であります。

このうち、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの13議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」につきましては、海岸区域に近接した住宅が存在する地域的な特性に鑑み、安全で安心な海水浴場の確保に資するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、4ページの議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」につきましては、観光課題の解決に資するため、市が設置する九鬼地区・三木里地区での駐車場の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とし、新たに条例を制定するものであります。

次に、8ページの議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」につきましては、令和8年4月1日から実施予定の組織機構の見直しに伴い、課名の変更を行う必要があることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページの議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、市で使用している印鑑登録システムを含む総合住民情報システムが国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することから、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、22年ぶりに議員報酬月額を増額改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページの議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、22年ぶりに市長並びに副市長の給料月額を増額改定及び副市長の減給期間を改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページの議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、22年ぶりに教育長の給料月額を増額改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、18ページの議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、近年の急激な物価高騰の家計への影響を鑑み、大学等に進学する人とその家庭の経済的負担を軽減することを目的に、条例の一部を改正するものであります。

次に、20ページの議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の公布により、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、24ページの議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」から、27ページの議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの4議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の「一般会計補正予算（第7号）主要事項説明」の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6,969万円を追加、国民健康保険事業会計で826万8,000円の追加、また、病院事業会計では、歳入で1億7,245万8,000円、歳出で1億1,083万6,000円をそれぞれ減額、水道事業会計では、歳入で18万3,000円を増額し、歳出で94万1,000円を減額し、これにより、各会計を含めた予算総額を221億3,653万円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14 款国庫支出金 21 万 8,000 円の増額は、制度改正に伴う児童扶養手当負担金の増額であります。

15 款県支出金 251 万 4,000 円の増額は、公的備蓄品の購入等に対するいのちを守る防災・減災総合補助金 171 万 2,000 円の増額及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金、147 万 2,000 円の増額が主なものであります。

16 款財産収入 2 万円の増額は、農林関係土地貸付料であります。

17 款寄附金 3,936 万 1,000 円の増額は、地方創生応援寄附金として三つの法人から 1,610 万円、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会様から 2,230 万円、保健費寄附金として明治安田生命保険相互会社様から 96 万 1,000 円の御寄附を頂いたものであります。

18 款繰入金 410 万 5,000 円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金繰入金 25 万 2,000 円及び国民健康保険事業会計繰入金 385 万 3,000 円のそれぞれ増額であります。

20 款諸収入 2,347 万 2,000 円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金 2,306 万 3,000 円及び流木伐採補償料 40 万 9,000 円のそれぞれの追加であります。

次に、歳出であります。

3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページを御覧ください。

まず、各款共通の人件費では、特別職で、市長・副市長の給与に係る削減措置の終了に伴う給料 168 万 9,000 円、期末手当 42 万 6,000 円のそれぞれ増額が主なものであります。

一般職の報酬では、会計年度任用職員報酬 990 万 8,000 円の減額、給料では、昇給に伴う増額分として 175 万 6,000 円の増額、その他の増減分として、人事異動等に伴う 1,976 万 9,000 円の減額、職員手当では、その他の増減分として退職手当の増額等により、631 万 8,000 円の増額、共済費では、人事異動等に伴う 217 万 3,000 円の増額であります。

総務費では、財産管理費で、尾鷲みどりの基金積立金 2,230 万円、地方創生拠点整備等基金積立金 10 万円及びゼロカーボンシティ推進基金積立金 1,5

00万円のそれぞれ増額であります。

防災費の防災対策費は、寄附金を活用した非常時用燃料等の危険物保管庫購入費240万円の増額であります。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で、紀北広域連合負担金200万8,000円の増額及び国保基盤安定負担金前年度精算金289万円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金で582万8,000円の増額であります。

国民年金費は、総合住民情報システム改修業務委託料113万3,000円の追加、母子父子福祉費は、制度改正に伴う児童扶養手当65万7,000円の増額であります。

5ページを御覧ください。

衛生費では、保健事業普及費で、寄附金を活用した公用車購入費121万6,000円の追加が主なものであります。

塵芥処理施設費では、清掃工場の光熱水費169万8,000円の増額であります。

商工費は、観光費で、九鬼及び三木里地区の観光駐車場に係る費用を計上するもので、監視カメラ購入費168万6,000円の追加が主なものであります。

消防費は、常備消防費で、人件費の増加等による三重紀北消防組合負担金2,287万円の増額であります。

教育費は、事務局費で、食材の高騰による児童・生徒学校給食費給付金350万円の増額、文化財保護費では、三木里枯松伐採業務委託料48万9,000円の追加、保健体育総務費では、利用者の増加による紀北健康センター利用料負担金150万円の増額であります。

6ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為補正につきましては、複合機使用料以下、計37件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

7ページを御覧ください。

次に、債務負担行為の変更についてであります。

総合計画後期基本計画及び総合戦略策定支援業務委託につきましては、プロポーザルの結果により、限度額を605万円から487万9,000円に減額するものであります。

8 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、826万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,539万1,000円とするものであります。

歳入の繰入金826万8,000円の増額は、一般会計繰入金582万8,000円及び財政調整基金繰入金244万円のそれぞれ増額であります。

歳出の総務費441万4,000円の増額は、人事異動等に伴う人件費等の増額、諸支出金385万4,000円の増額は、国保基盤安定負担金前年度精算金による増額であります。

9 ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち収入では、入院患者数が当初と比較して年間延べ1,875人の減少により、入院収益1億3,533万2,000円の減額、外来患者数が年間延べ2,645人の減少により、外来収益3,712万6,000円の減額となり、医業収益は1億7,245万8,000円減額するものであります。

支出では、医業費用1億837万2,000円の減額で、応援医師数の減少等による給与費9,225万2,000円の減額、患者数の減少等による材料費2,250万円の減額、光熱水、修繕費、賃借料、委託料、負担金等の実績に伴う経費638万円の増額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の減額等により246万4,000円を減額するものであります。

10 ページを御覧ください。

債務負担行為補正につきましては、20件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

11 ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和6年度決算値の反映により長期前受金戻入の減額、賞与引当金及び法定福利費引当金の戻入益計上による雑収益の増額で、18万3,000円増額するものであります。

支出では、営業費用が人事異動等による人件費の増額及び決算値の反映により、95万8,000円の減額、営業外費用が消費税及び地方消費税の増額により1万7,000円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

複合機使用料1件の設定であります。

この件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの13議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第16、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきまして説明いたします。

議案書の28ページを御覧ください。

議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長、田中利保氏の任期が本年12月22日をもって満了となることから、新たに出口隆久氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

出口氏は、人格が高潔で、教育現場に明るく、本市教育委員会や尾鷲市教育事務所などで要職を歴任されております。

特に、教育行政に関し識見を有しておられることから、教育長として、本市教育行政に誠意をもって取り組んでいただけるものと確信いたしております。

何とぞ深い御理解をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、田中教育長におかれましては、3年間の任期において、「尾鷲市教育大

綱」や「尾鷲市教育ビジョン」の策定をはじめ、地域の念願であった尾鷲中学校への給食導入、さらには地域学の推進など、教育分野の諸課題解決に御尽力いただきました。

この場をお借りし、今日までの多大な御尽力に、心より感謝申し上げます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまの議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

2番、西川議員。

〔2番（西川守哉議員）登壇〕

2番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」、反対の立場から討論に参加いたします。

まずは、11月28日の某地方紙の社説に記載された件に答えます。

抜粋して引用させていただくと、この人事には説明が必要な点が二つあるとの書き出しで、一つは、3年前の議会で出口氏の再任が不同意になったことに、市長と、元教育長と、当時議会にいた議員も、あのときは何が問題とされていたのか、改めて答える必要があると書かれてありましたが、今さら3年前のことに対

し疑問点があるのなら、自分も記者なら、当時の議事録を見れば分かることだが、知らない新人議員もいることだから、後に説明させていただきましょう。

もう一つは、出口氏が市長の後援会長を務めていた点。選挙の論功行賞との批判を招きかねない。その点は、私も大いに共感するところはあるが、市長のこのあたたい人事に対して、市民の疑惑を払拭できるのであろうか。むしろ、当時、教育長不在の折に田中教育長に頼み込み、引き受けていただき、事なきを得た恩義を忘れてしまったのか。それとも、自分の任期が今期で最後だから、恥も外聞も気にせず、やりたい放題の行政で、後の尾鷲のことは知ったことではないのでしょうか。

この後、賛成の議員さんたちが出口氏のことを褒めちぎるのでしょうが、出口氏を褒めれば褒めるほど、田中教育長の功績と人格を否定することになることに留意していただきたい。

しかも、市長はやってはいけない人事を行おうとしている。それは、教育を政治に利用したからである。田中教育長も、出口氏も、元は教師上がりだから、今現在、尾鷲にも、数多くの教え子の人たちはいるでしょう。出口氏が市長の後援会長になった時点で、教育を選挙という政治に利用していることは紛れもない事実であり、その軽薄さは、超えてはならない一線を越えているのも事実であることから、他の議員さんたちはそれぞれの考えがあるのでしょうか、少し考えていただきたい。というのは、出口氏はこの後、何期教育長を務めることができますか。また後任探しで教育長の不在という、前回のようにはなりはしないのでしょうか。私は、今現在のことだけではなく、その先のことを懸念しています。

では、R記者の改めて答えろとの質問に答えます。

2020年に行われた全国学力・学習状況調査で、当時、小学校では5回連続、中学校で7回連続の長期にわたる児童・生徒の基礎学力の低下があり、生徒の授業内容理解度の割合が減っていることも問題視されていまして、他の理由として、長年にわたり、幼稚園の保護者は、尾鷲幼稚園における3歳児の受入れを尾鷲市及び教育委員会に要望しており、早急な解決を求める保護者が署名を求めた6,358名分の署名を無視して、教育委員会は廃止の方向を決めました。

認定こども園を尾鷲市が運営するのならまだしも、民間委託をしたことなどによる教育長に対しての不信感により、議会において5対3で議論を尽くした上での議会否決であったことを忘れないでいただきたい。幾ら選挙で議員メンバーが変わったとしても、当時の議会決議を無視するのは、当時の議員を軽視するよう

な行為で、避けるべきではないだろうか。

それに比べて、さきの委員会で田中教育長になってからの報告事項では、児童・生徒の学力が向上したとの報告があり、成果を出していましたよね。市長も出口氏を教育長に考えていたのであれば、別の方を後援会長に起用すれば問題なかったと私は思います。だから、市民の皆さんからあたたかい人事とうわさされているのですよ。

以上が簡単な経緯です。某新聞社のR記者さん、理解してもらえましたか。

以上で私の反対討論とさせていただきます、他の議員さんたちの賛同をいただきたいと締めくくるところではありますが、最後に一言言わせていただきたい。

この反対討論を作るのに、以前の議事録を読んでもみると、当時の新人議員は全員討論していました。議員になって6か月だからではなく、もう6か月なのです。賛成、反対は、人によって意見は分かれるでしょうが、まずは自分の意見を市民の皆さんに伝えましょう。これ、特に新人の皆さんに言っておるんですけど、何の勉強もせずに、人に流され、挙手や起立だけでは説得がありません。イベントに顔を出して名を売るだけが市議の仕事ではありませんから、選ばれた市議として、自分の言葉で討論をして賛否をはっきりしていただきたい。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

8番、仲議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」、私は、賛成の立場から討論をいたします。

私は、令和4年10月の議会に提出されました出口氏の教育長の任命についての議案に、賛成の一人として賛成討論をいたしました。その賛成討論の一部を再度読み、賛成討論といたします。

教育長の人事については、市長が任命権者であり、議会の同意を得て任命するとされております。

提案のありました出口隆久氏は、これまでの3年間、様々な課題に対し真剣に取り組み、本市の教育行政に誠心誠意力を注いでいたと評価をしております。

また、出口氏は、教職員の現役時代に、本市教育委員会教育次長兼学校教育課長として活躍し、教育予算の編成時での押しの強さや教育にかける情熱を目の当たりにした記憶が思い起こされます。この討論についての思いは、今でも私はい

ささかも変わっておりません。

本定例会における全員協議会での出口氏の挨拶は、課題の克服に全力投球で頑張りたいと述べ、教育の現状では、一つは教員の不足、二つ目が学力の向上、三つ目が不登校問題、四つ目が体育文化会館の図書館の耐震化改修などを挙げ、教育行政全般を注視されており、これまでの経験を生かし、教育行政に十分な手腕が発揮されると確信をいたしております。

以上、尾鷲市教育委員会教育長の任命について賛成するものであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（小川公明議員） 起立多数。

起立多数。よって、議案第77号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、報告第14号「専決処分事項の承認について（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の30ページを御覧ください。

報告第14号「専決処分事項の承認について（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号））」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により11月10日に専決処分を行ったもので、本市が当事者となっている損害賠償請求事件において、相手方から控訴が提起されたことに伴い、控訴審対応に要する弁護士費用として、歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億9,169万円とする歳入歳出予算の補正でありま

す。

以上をもちまして、報告第14号「専決処分事項の承認について（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）」の説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） これはどのような経緯でしたのか、もう一度、以前も聞いたと思うんですけど、内容がはっきり分からないので、詳しく教えてください。

議長（小川公明議員） 総務課長。

総務課長（森本眞明君） 原告からは、民放709条に基づく損害賠償事件、こちらのほうが提起されました。そちらに対する弁護士費用を計上させていただいております、こちらのほう、原告の訴えが退かれました。それをもちまして、控訴されたということで、今回、15万6,000円の弁護士費用を計上させていただいたものであります。

議長（小川公明議員） 2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） こう度々控訴されて、弁護士費用も、これ、ばかになりませんよね。一々顧問弁護士に払うのではなく、これ、執行部内で対処はできないですか。

議長（小川公明議員） 総務課長。

総務課長（森本眞明君） こちらに関しては、専門家、やはり弁護士のお力を借りて、しっかりと対応するしかないかなというふうに考えておまして、こちらのほうで弁護士費用のほうを計上させていただいております。

議長（小川公明議員） 2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） いや、しっかり勉強すれば応訴はできると思うんですけど、その点、弁護士に頼って経費ばかり、税金ばかり使う、その点、もうちょっと考えて、執行部も勉強をしていただきたい。

以上です。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第17、報告第14号「専決処分事項の承認について(令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号))」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第14号は承認されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日12月3日から7日までを休会とし、8日曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前10時54分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署名議員 中 井 勇 気

署名議員 南 靖 久